

かまがや 消費生活センターだより

平成24年 第5号

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL：047-445-1141

(市役所代表)

鎌ヶ谷市消費生活センターのホームページが開設されました★

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syoukou/shouhisha/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Kamagaya City Consumer Life Center. At the top, there is a navigation bar with 'TOP', 'センターのご案内', '消費者相談とは', 'アクセス', and 'リンク'. Below this is a large banner with the text '一人で悩まず、まずは相談 鎌ヶ谷市消費生活センター' and an illustration of various people. To the left of the banner are three boxes: '主な相談事例' (Main Consultation Cases), '主な悪質商法' (Main Unfair Business Practices), and '若者を狙う悪質商法' (Unfair Business Practices Targeting Young People) with the text 'Don't be deceived!'. Below the banner is a 'NEWS' section titled 'センターからのお知らせ' (Information from the Center) with a warning about eye strain. The phone number '047-445-1141' and the note '※要予約' (Reservation required) are also visible.

消費生活センターのホームページでは、センターの案内や相談事例の紹介など、消費生活に関する情報を掲載しています。

『出前講座』の申込用紙や、消費者啓発DVDの貸出申込書もホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

平成23年度出前講座開催実績(7回)

7月19日	総合福祉保健センター3階
11月14日	北部公民館
11月19日	保健センター
12月14日	総合福祉保健センター6階
1月17日	中央公民館
1月18日	東部学習センター
2月11日	くぬぎ山コミュニティーセンター
3月23日	市役所303会議室

～ご存知ですか？『出前講座』～

消費生活センターでは市民の皆様の依頼で市内公民館などの指定の場所に出向き、専門の相談員が消費生活問題に関する講演をおこなっています。料金は無料です。

昨年度も悪質商法などに関する講演を7回開催し、消費者トラブルについての注意喚起を行いました。

トラブルを未然に防ぐために、こちらもぜひご利用下さい。

～最近、多く見られる相談事例～

ケース1 自宅にあったマグネット広告を見て水道の配管の漏水修理を依頼した。請求金額が高いと思ったが支払った。気に入り、調べてみると相場より高いようだ。取り戻す方法があれば知りたい。

投げ込み広告やチラシなどを見て、業者に修理を依頼する場合は注意が必要です。問題なく作業が終了し、代金を支払ってしまうと、返金交渉は難しくなります。しかし、「排水パイプの修理のつもりが、業者から風呂場もリフォームするよう勧められた」など目的以外の工事や、十分な説明のない設備の交換などについては、契約の取り消しを主張できることもあります。作業にかかる工賃、技術料の相場は、業者によってさまざまです。業者に緊急に作業を依頼する場合は電話の際に、見積り料金はかかるのか、作業内容、おおよその値段、追加料金の有無、工事にかかる時間などを確認しましょう。予定外の工事が必要といわれてもまずは応急処置を求め、すぐに契約せず、複数の業者から見積りを取って検討することも大切です。

ケース2 「わいせつなDVDを製造販売した者が摘発され、購入者履歴に貴殿の名があった。被害者の意向により告発する。」と書かれた告発状が届いた。DVDを購入した覚えがなく不審だ。どうしたらよいか。

今年に入り、全国の消費生活センターで相談件数が急増している事例です。「告発を取り下げたいものは〇月〇日までに当団体にご連絡下さい。期日を過ぎた場合や連絡がない場合は告発いたします。」など、不安をあおり、早く穏便に済ませたいという気持ちに付け込み、連絡をさせてお金を支払わせようと仕向けます。身に覚えがない文書が届いた場合は、決して連絡をしないこと。また、言われるままに金銭を支払わず、警察や消費生活センターに相談してください。

ケース3 「パンフレットが届いていないか?」「カンボジアにあるリゾート地を長期に渡って使用できる権利を当社の代わりに買って欲しくないか。2倍以上の値段で買い取る」と電話がかかってきた。不審だ。

〇〇〇不動産業者の代理店を名乗る業者から電話があり、「カンボジアの土地使用権」や「農地の使用権」という怪しげな権利の売買を勧誘されたという相談が寄せられています。「土地が実在するのか」「土地の使用権とは何なのか」などの契約内容が不明瞭であり、業者の実態も不明です。高齢の方や判断能力が不十分な消費者に対して勧誘が行われています。

「権利などを高値で買い取る」など実態がわからない、契約の内容が理解できない場合は契約をせず、無視をすることが大切です。

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等、皆様の相談に 専門の相談員が対応します。

おかしいな・・・と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を！

【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00～16:00（年末年始を除く）